



社会保険 労務士法人 大竹事務所通信

2021年6月(Vol. 169)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

2021年度賃上げの実態

◆概要

昨年に引き続き、企業は2021年もコロナ禍で新年度を迎えることとなりました。東京商工リサーチでは、新年度における賃上げの実態を把握するべく、2021年4月1日～12日にインターネットによるアンケート調査を実施しました。今回はその内容について紹介します。なお、「定期昇給」、「ベースアップ」、「賞与（一時金）」、「新卒者の初任給の増額」、「再雇用者の賃金の増額」を賃上げと定義し、資本金1億円以上を「大企業」、1億円未満（個人企業等を含む）を「中小企業」と定義しています。

◆回答結果

・実施率

回答企業8,235社のうち、「実施する」は66.0%で、前年比8.5ポイント上昇(昨年は、集計を開始した2016年以降で最低でした)。

・産業別

実施すると回答した企業の産業別割合の高い順に、①製造業 71.9%、②建設業 67.4% (1,028社中、693社)、③卸売業 66.9% (1,799社中、1,204社)。最も低かったのは、不動産業の46.2% (175社中、81社)。

・規模別

大企業が74.1%に対し、中小企業は64.8% (大企業は建設業、製造業、卸売業、運輸業で「実施する」が70%を超える)。

一方、中小企業で70%を超えたのは製造業だけで、宿泊業や旅行業、飲食業などが含まれるサービス業他の「実施する」は、大企業が65.6%に対し、中小企業は58.4%。また、金融・保険業は、大企業で61.2%、中小企業で36.3%でした。

◆賃上げの内容

賃上げ内容は、「定期昇給」が83.6%、「ベースアップ」が28.7%、「賞与（一時金）の増額」22.4%など。

◆賃上げ率

最多は「2%以上3%未満」の26.6%。次いで、「1%以上2%未満」の24.0%。

「50%以上」は8.2%でしたが、2020年度実績の0.7%と比べると、今年になって水準が戻ってきた感があります。

度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象が広がる中、賃上げに慎重になっている企業は多いものの、半数以上が賃上げをする傾向にあります。今後は業種により、財政の厳しい企業と余力を残した企業と、二極化がさらに進むことが懸念されます。

【東京商工リサーチ「2021年度「賃上げアンケート」調査」】
https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210419_02.html

コロナ禍の交通事故発生状況 遵法意識を持った運転を！

◆令和2年の交通事故発生状況

警察庁「令和2年における交通事故の発生状況等について」（令和3年2月18日発表）によれば、令和2年の全国の交通事故死者数は2,839人で、前年より376人減少し、統計を始めた昭和23年以降、最少となりました。また、重傷者数も、前年より減少しています（27,774人、前年比-4,251人）。その背景には、令和2年4月7日から発出されていた緊急事態宣言を受け、外出自粛等により交通量が大幅に減ったことがあると分析されています。

その一方で、東京など、交通事故死者数が増加したところもあります。これは、交通量が減ったことで、

車がスピードを出しやすい環境となったからだと指摘されています。4～5月の23区内の一般道の平日の平均渋滞距離は前年同期比39%減少しましたが、この間、自動車の平均速度はコロナ前よりも5～10km/h程度上がっていると国土交通省は分析しています。また、自転車や歩行者に、交通閑散による注意力散漫・交通違反（信号無視や横断歩道外での道路横断）があることも要因として挙げられます。

◆交通安全のための2021年の取組み事項

このような状況を踏まえ、警察庁は、2021年は「歩行者の安全確保に向けた交通安全教育や運転者に対する指導取締り」、「自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育・指導取締りの推進」、「生活道路における安全確保」に取り組むとしています。

◆改めて安全運転への注意喚起を！

日常的に業務で車両を使う事業所はもちろんですが、新型コロナウイルス対応として、従業員の感染リスク（3密：密閉、密集、密接）を軽減するため、日頃から満員となる電車やバスといった公共交通機関を利用するのではなく、マイカー通勤や自転車通勤を認めることとした企業は多くあります。コロナの収束が見通せないなか、このような取組みは今後も継続されるものと考えられます。安全運転への注意喚起を十二分に行い、交通事故防止のための対策を講じていくことが必要だといえるでしょう。

テレワークを行う従業員の本音は？

◆テレワークを行う従業員の本音は？

連合総合生活開発研究所（連合総研）が行った「第41回 勤労者短観（勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査）」は、全国の20代から60代前半までの民間企業に雇用されている人（4,307人）を対象に行われたものです。今回の調査結果（速報）では、よりテレワークを行う従業員の本音に近い回答を知ることができます。

◆Zoom等の利用状況

ビデオ対話型のコミュニケーションツール（Zoomや

Skype、Teams、Webexなど）の利用状況を尋ねたところ、下記の項目については、「まったく使わない」という回答が60～70%となっています。

- 職場の会議・打合せ
- 取引先や顧客との打合せ（オンライン商談など）
- 上司への報告・連絡・相談
- 教育研修

いくつかの機関で行われているテレワークの実施率の調査を見ると、実施率は30%程度ですので、それと符合しているようにも見えます。

◆会社の支援

パソコンの貸与や業務に必要なデータ等へのアクセス方法を会社が準備するのは当然として、さらに一歩踏み込んだ支援も必要なようです。調査では、次のような施策について、会社の支援が少ないと感じている人が多いようです。カッコ内は「あまり支援されていない」と「全く支援されていない」の回答の合計です。

- 在宅勤務・テレワークの実施に向けた研修の実施（64.9%）
- 通信費に対する手当の支払い（75.8%）
- 光熱費に対する手当の支払い（78.7%）

テレワークの実施率は相対的には低いとはいえ、今回のコロナ禍を機に、コミュニケーションツールは一段と進歩しましたし、リモートで仕事ができる環境整備の必要性については一過性のもので終わることはないと思われます。これからの労務管理でむしろ積極的に検討すべきポイントとなるでしょう。

【連合総研「第41回勤労者短観 調査結果（速報）の公表について」】

<https://www.rengo-soken.or.jp/work/2021/04/271300.html>

採用手続のオンライン化により新卒のUターン希望者が増加

◆5年ぶりにUターン希望者が増加

株式会社マイナビが2022年3月卒業予定の全国の大学生、大学院生（5,910名）を対象に実施した「マイナビ2022年卒大学生Uターン・地元就職に関する調査」で、57.8%の学生が「地元就職を希望」と回答し、2017年卒以来の増加となっています。

要因としては、就職活動のオンライン化により帰省しなくても自宅で選考を受けられるケースが増え、地元企業を受けやすくなったことが考えられると分析されています。

◆WebセミナーやWeb面接の実施も好感触

同調査結果によれば、地元企業がWebセミナーやWeb面接を実施している場合の志望度への影響について、Webセミナー実施により志望度が上がるとの回答が18.5%、Web面接実施により志望度が上がるとの回答が57.1%で、いずれも昨年より増えているそうです。コロナ禍により募集・採用活動に影響が出ている企業も少なくありませんが、オンライン化により学生の志望度が高まるという情報は、朗報といえそうです。

◆働く場所で東京を選んだ学生は12.7%

また、テレワークの普及などにより働く場所の制限が低くなっているためか、働く場所が自由になった際の理想として「東京の企業に勤めたい」と回答した学生は19.7%で、昨年より0.5ポイント減少する一方、「地元の企業に勤めたい」と回答した学生は48.2%で、昨年より1ポイント増えています。

さらに「自然が豊かな地方で働いてみたい」と回答した学生は43.2%と昨年より3.5ポイント増加し、「東京離れ」を考える人が増えていることがわかります。

◆助成金を活用できることも

業務のオンライン化やテレワークの導入に対する関心は、都市部の企業のほうが高い傾向にあるとの報道もありますが、このように、採用活動においては地方の企業に大きなメリットがありそうです。

厚生労働省の人材確保等支援助成金（テレワークコース）では、良質なテレワークを新規導入・実施することにより、人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対して、機器等導入に関する助成と目標離職率の達成による目標達成助成を行っています。

優秀な学生を採用するための取組みの一環としても、業務のオンライン化やテレワークの導入を検討してみたいかがでしょうか。

6月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで>
[労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>
> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

編集後記

緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。近畿の新規感染者数も少しずつ減ってはいますが、医療体制のひっ迫が続く等、まだまだ気を緩めることは出来なさそうです。

来月には東京オリンピックの開催が迫っています。賛否両論あり、子供の運動会すら出来ない状況なのに…と思わなくもないですが、開催するならば国民の命を最優先に慎重にやっていただきたいと思います。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.O)